

河川保全区域内行為許可（河川法第55条）申請について

<河川保全区域内行為許可について>

河川保全区域内で以下の行為をする場合には、河川法55条により河川管理者の許可が必要となります。

- 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 工作物の新築又は改築

<河川保全区域について>

河川保全区域とは、川岸や堤防・護岸等河川管理施設を保全するために指定された河川区域に隣接する一定の区域のことです。河川保全区域は河川ごとに異なりますのでお問い合わせください。

<申請書類について>

- ①申請書
- ②誓約書
- ③位置図
- ④公図の写し
- ⑤実測平面図
- ⑥横断面図
- ⑦工作物の設計図
- ⑧現況写真
- ⑨同意書

- ・明細地図に申請箇所を明示したもの
- ・地番部分に所有者名を記入
- ・着色(→「着色の方法について」を参照のこと)
- ・堤防・護岸等の状況、流水の方向、道路、工作物等を図示し、着色(→右頁作成例を参照のこと)
- ・上流からみて、右岸を右に、左岸を左に示した図
- ・川に対し直角に切った断面図
- ・設置する工作物等を図示し、着色
- ・実測平面図におとしても構いません。
- ・申請に係る土地、河川、周囲の状況がわかるもの等。
- ・借地等の場合、賃貸借契約の写し、起工承諾書等。

<図面の着色の方法について>

公図の写し、実測平面図、横断面図には次のように着色をしてください。

- 河川区域線…赤色
- 河川保全区域線…黄色
- 官民境界線…一点鎖線
- 工作物のうち河川保全区域にかかる部分…青色

(河川保全区域における行為の制限)
第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
二 工作物の新築又は改築
三 第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けたる者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

問合せ先：神奈川県藤沢土木事務所 許認可指導課許認可班
電話 0466(26)2111 (代表)